【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

 【提出先】
 関東財務局長

 【提出日】
 2021年8月13日

【四半期会計期間】 第60期第1四半期(自 2021年4月1日 至 2021年6月30日)

【会社名】株式会社コロワイド【英訳名】COLOWIDE CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 野尻 公平

【本店の所在の場所】 神奈川県横浜市西区みなとみらい二丁目2番1号

 【電話番号】
 045(274)5970

 【事務連絡者氏名】
 取締役
 瀬尾
 秀和

【最寄りの連絡場所】 神奈川県横浜市西区みなとみらい二丁目2番1号

【電話番号】045(274)5970【事務連絡者氏名】取締役瀬尾秀和【縦覧に供する場所】株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次		第59期 第1四半期 連結累計期間	第60期 第1四半期 連結累計期間	第59期	
会計期間		自 2020年4月1日 至 2020年6月30日	自 2021年4月1日 至 2021年6月30日	自 2020年4月1日 至 2021年3月31日	
売上収益	(百万円)	30,481	39,330	168,181	
事業利益(は損失)	(百万円)	5,402	1,217	8,146	
税引前四半期(当期)利益(は損失)	(百万円)	7,181	650	13,961	
四半期(当期)利益(は損 失)	(百万円)	5,198	1,060	10,769	
親会社の所有者に帰属する 四半期(当期)利益(は 損失)	(百万円)	4,189	719	9,728	
四半期(当期)包括利益	(百万円)	5,402	1,049	10,946	
親会社の所有者に帰属する 四半期(当期)包括利益	(百万円)	4,333	700	9,864	
親会社の所有者に帰属する持分	(百万円)	20,047	31,249	31,442	
総資産額	(百万円)	241,026	261,266	263,993	
基本的1株当たり四半期 (当期)利益(は損失)	(円)	58.52	2.68	136.55	
希薄化後 1 株当たり四半期 (当期)利益(は損失)	(円)	58.52	2.68	136.55	
親会社所有者帰属持分比率	(%)	8.3	12.0	11.9	
営業活動によるキャッシュ・ フロー	(百万円)	6,527	1,353	3,420	
投資活動によるキャッシュ・ フロー	(百万円)	4,474	368	12,924	
財務活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	2,835	1,623	15,890	
現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残高	(百万円)	23,918	37,728	38,422	

- (注) 1. 当社は要約四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
 - 2.上記指標は、国際会計基準(IFRS)により作成された要約四半期連結財務諸表及び連結財務諸表に基づいております。
 - 3.第59期及び第60期における希薄化後1株当たり当期利益(は損失)は、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため、基本的1株当たり当期利益(は損失)と同額であります。
 - 4.事業利益 = 「売上収益 売上原価 販売費及び一般管理費」により計算しております。事業利益は、 IFRSで定義されている指標ではありません。

2【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載 した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において判断したものであります。

(1)財政状態及び経営成績の状況

財政状態

当第1四半期連結会計期間末における資産合計は、前連結会計年度末に比べ27億26百万円減少し、2,612億66百万円となりました。これは主にその他の金融資産が9億1百万円、使用権資産が7億71百万円、現金及び現金同等物が6億95百万円、売却目的で保有する資産が5億17百万円減少したことによるものであります。

負債合計は、前連結会計年度末に比べ26億55百万円減少し、2,235億27百万円となりました。これは主に社債及び借入金が38億48百万円増加したものの、未払法人所得税等が31億51百万円、営業債務及びその他の債務が23億43百万円、リース負債が10億98百万円減少したことによるものであります。

資本合計は、前連結会計年度末に比べ71百万円減少し、377億39百万円となりました。これは主に非支配株主持分が1億22百万円増加したものの、利益剰余金が1億74百万円減少したことによるものであります。

経営成績

当第1四半期連結累計期間におけるわが国経済は、中国に続いて米国においても景気が急速に回復してきたことを背景に、自動車及び自動車部品や半導体関連製品の輸出が堅調に推移しました。一方、個人消費は高級ブランド品や高機能の家電製品など、一部の分野では回復がみられているとはいえ、感染力の強い変異株の拡大のため新型コロナウイルス感染症の影響が一向に収まらないことから、対面型のサービス産業を中心に弱含みの状態のままとなっております。

外食産業におきましては、緊急事態宣言や蔓延防止等重点措置によって店舗休業や営業時間の短縮、酒類の提供制限等の要請を受けており、しかも休業・時短営業協力金や雇用調整助成金の申請手続きが煩雑なことに加え、その支給が大幅に遅れております。更に外出自粛の影響で来店客数が相変わらず減少し、外食から内食へのシフトが進んでいるなど、非常に厳しい経営環境が続いております。

このような状況の中、当社グループでは引き続き「すべてはお客様の為に」をモットーにQSCAを高め、家庭ではなかなか体験できない様々な料理や高レベルのサービスをお客様に提供することによって、「楽しかった、美味しかった」とお客様に喜んで頂けるよう心掛けております。そして新型コロナウイルス感染症の感染拡大抑止のために、従業員の健康・衛生管理の強化や、お客様に対する入店時の検温並びにマスク会食依頼、店舗内における密閉・密集・密接を避けるための様々な対策などを講じております。更に中食を上回る上質でお値打ち感のあるランチメニューやテイクアウト商品の拡充・強化、デリバリーサービスの推進、デパートの地下食品売り場への大戸屋における惣菜店の出店、インターネット上に実店舗では扱っていない様々なメニューを登録し提供する「バーチャルレストラン」の展開、また料理に必要なカット済みの食材や調味料、ソースをセットにして、完成度の高い食事を短時間で作れるようにする「ミールキット」の開発などを行っております。

コスト面では引き続き費用対効果の精査に努め、損益分岐点の引き下げを鋭意図っております。そのため従業員の適正な配置転換や適切な就労時間の考察に基づく人材の活性化並びに人件費の削減、賃借物件の家賃契約をはじめとする各種契約の見直しによる費用圧縮、業態転換或いは業態集約、提供メニューの工夫に基づく使用食材の歩留まり向上、需要予測の精緻化による食品廃棄ロスの低減、セントラルキッチンの生産ラインにおける作業の一層の効率化、物流拠点の集約及び物流全体の最適化などに取り組んでおります。

店舗政策につきましては、直営レストラン業態を1店舗、直営居酒屋業態を1店舗、合計2店舗を新規出店し、FCレストラン業態4店舗、FC居酒屋業態2店舗、合計6店舗を直営化致しました。一方、不採算や賃貸契約の終了などにより直営レストラン業態を13店舗、直営居酒屋業態を7店舗、合計20店舗を閉店し、直営レストラン業態3店舗をFC化致しました。その結果、当第1四半期連結会計期間末の直営店舗数は1,455店舗となりました。尚、FC店舗を含めた総店舗数は2,822店舗となっております。

海外事業につきましては、新型コロナウイルス感染症が再拡大している東南アジアにおいては、厳しい状況が続いておりますが、新型コロナウイルスワクチンの接種が進んでいる米国では、不透明さは残りますが徐々に制約が解除され、回復基調となってきております。

以上のような施策を進めてまいりましたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大抑止を図る必要から、営業店舗の休業や時短営業を継続して実施している影響により、既存店売上収益は前年に対しては回復傾向ではありますが、新型コロナウイルス禍の顕在化する以前の水準には回復しておりません。

しかしながら当第1四半期連結累計期間の連結業績につきましては、売上収益が393億30百万円、事業利益 (注)が12億17百万円、営業利益が16億18百万円、四半期利益が10億60百万円、親会社の所有者に帰属する四半期 利益が7億19百万円と黒字化しております。

四半期報告書

尚、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、政府・自治体からの店舗休業や営業時間短縮等の要請に伴う時 短営業協力金53億22百万円及び雇用調整助成金12億94百万円の収入は、販売費及び一般管理費、その他の営業費用 から控除並びにその他の営業収益へ計上しております。

(注)事業利益 = 「売上収益 - 売上原価 - 販売費及び一般管理費」により計算しております。

事業利益は、IFRSで定義されている指標ではありません。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

a. (株)コロワイドMD

(㈱コロワイドMDは、各種食料品の商品開発・調達・製造・物流・マーチャンダイジングを行っております。 当第1四半期連結累計期間の業績につきましては、売上収益は145億65百万円(前年同四半期112億31百万円)、 事業利益は1億4百万円(前年同期事業利益4百万円)、営業利益は63百万円(前年同四半期営業損失1億52百万円)となりました。

b. (株)アトム

㈱アトムは、主に「にぎりの徳兵衛」・「ステーキ宮」などのレストラン業態の直営飲食店チェーン及びFC事業の多店舗展開を行っております。

当第1四半期連結累計期間の業績につきましては、売上収益は68億12百万円(前年同四半期60億81百万円)、事業利益は7百万円(前年同期事業損失10億25百万円)、営業損失は15百万円(前年同四半期営業損失11億39百万円)となりました。

尚、店舗政策につきましては、当第1四半期連結会計期間末の店舗数は368店舗(直営357店舗、FC11店舗)となっております。

c. (株)レインズインターナショナル

㈱レインズインターナショナルは、主に「牛角」・「温野菜」・「土間土間」・「かまどか」・「手作り居酒屋 甘太郎」・「北の味紀行と地酒 北海道」・「FRESHNESS BURGER」などのレストラン及び居酒屋業態のフランチャイズ加盟店の募集、加盟店の経営指導、商品の企画販売及び食材等の供給の他、直営店舗の運営を行っております。

当第1四半期連結累計期間の業績につきましては、売上収益は118億1百万円(前年同四半期105億70百万円)、 事業利益は11億66百万円(前年同期事業損失26億2百万円)、営業利益は13億39百万円(前年同四半期営業損失35億30百万円)となりました。

尚、店舗政策につきましては11店舗 (FC 6 店舗・直営 5 店舗)の新規出店、26店舗 (FC11店舗・直営15店舗)の 閉鎖を行い、当第 1 四半期連結会計期間末の店舗数は1,670店舗 (FC1,077店舗・直営593店舗)となっております。

d. カッパ・クリエイト(株)

カッパ・クリエイト(株)は、主に「かっぱ寿司」などの回転寿司の直営店の運営の他、寿司・調理パンなどのデリカ事業を行っております。

当第1四半期連結累計期間の業績につきましては、売上収益は165億35百万円(前年同四半期136億11百万円)、 事業損失は1億60百万円(前年同期事業損失12億33百万円)、営業利益は49百万円(前年同四半期営業損失12億39 百万円)となりました。

尚、店舗政策につきましては 3 店舗の閉鎖を行い、当第 1 四半期連結会計期間末の直営店舗数は315店舗となっております。

e. (株)大戸屋ホールディングス

(株大戸屋ホールディングスは、定食店「大戸屋ごはん処」などの国内及び海外におけるチェーン展開を行うグループ会社の企画・管理・運営を行っております。尚、当社は前第2四半期連結会計期間末より同社を連結子会社化しております。

当第1四半期連結累計期間の業績につきましては、売上収益は40億66百万円、事業利益3億49百万円、営業利益4億6百万円となりました。

尚、店舗政策につきましては4店舗(直営2店舗・FC2店舗)を新規出店し、一方、8店舗(直営5店舗、FC3店舗)の閉鎖を行い、当連結会計年度末の店舗数は427店舗(直営148店舗、FC279店舗)となっております。

f. その他

その他は、ワールドピーコム㈱における外食事業向けセルフ・オーダー・トータル・システムの開発・販売、無線通信技術の開発・運用、㈱バンノウ水産における鮪類並びに水産物の卸売及び加工販売、㈱シルスマリアにおける生菓子、焼き菓子、チョコレート(生チョコ他)の製造・販売、㈱ココットにおける事務処理業務、㈱WORITS、

(㈱ダブリューピィージャパン、(㈱ダイニング・クリエイションにおける飲食店経営、、㈱ダイニングエールにおける 給食事業運営、、㈱フューチャーリンクにおけるFC事業運営となっております。

当第1四半期連結累計期間の業績につきましては、売上収益は48億13百万円(前年同四半期40億90百万円)、事業利益は314百万円(前年同期事業損失73百万円)、営業利益は2億94百万円(前年同四半期営業損失1億34百万円)となりました。

(注)セグメントにつきましては、「要約四半期連結財務諸表注記 5.セグメント情報」をご参照下さい。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第1四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物は、営業活動によるキャッシュ・フローが13億53百万円、投資活動によるキャッシュ・フローが 3億68百万円、財務活動によるキャッシュ・フローが 16億23百万円、現金及び現金同等物に係る換算差額が 57百万円となりました結果、前連結会計年度末に比べ6億95百万円減少し、377億28百万円となりました。

営業活動によるキャッシュ・フローは、主に減価償却費及び償却費によるものであります。

投資活動によるキャッシュ・フローは、主に有形固定資産の取得による支出によるものであります。

財務活動によるキャッシュ・フローは、主に長期借入金の返済による支出、リース負債の返済による支出によるものであります。

(3)経営方針・経営戦略等

当第1四半期連結累計期間において、当社グループが定めている経営方針・経営戦略等について重要な変更はありません。

(4)事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

(5)研究開発活動

該当事項はありません。

3【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定または締結等はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数 (株)
普通株式	112,999,820
優先株式	30
第 2 回優先株式	50
第 3 回優先株式	100
計	113,000,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現 在発行数(株) (2021年6月30日)	提出日現在発行数(株) (2021年8月13日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	75,284,041	75,313,541	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数 100株
優先株式	30	30	非上場	単元株式数1株(注1)
第2回優先株式	30	30	非上場	単元株式数1株(注2)
第3回優先株式	90	90	非上場	単元株式数1株 (注3)
計	75,284,191	75,313,691	-	-

(注1)資金調達を柔軟かつ機動的に行うための選択肢の多様化を図り、適切な資本政策を実行することを可能とする ため、会社法第108条第1項第3号に定める内容について普通株式と異なる定めをした優先株式の内容は次の とおりであります。尚、単元株式数は1株であります。

1.優先配当金

(1)優先配当金の額

当会社は、普通株式を有する株主(以下、普通株主という)又は 普通株式の登録質権者(以下、普通登録株式質権者という)に対 して剰余金の配当を行う場合(以下、期末配当という)に限り、 優先株式を有する株主(以下、優先登録株式質権者という)と対して、 登録株式質権者(以下、優先登録株式質権者という)に対して、 普通株主、普通登録株式質権者、第2回優先株式を有する株主 (以下、第2回優先株主という)、第2回優先株式の登録株式質 権者(以下、第2回優先登録株式質権者という)、第3回優先株式を有する株主(以下、第3回優先株主という)又は第3回優先 株式の登録株式質権者(以下、第3回優先登録株式質権者という)に先立ち、優先株式1株につき以下の算式に従い計算される 額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する)の金銭(以下、優先配当金という)を支払う。

2009年4月1日以降の事業年度に関して

優先配当金 = 100,000,000円×(日本円TIBOR+3.00%)

「日本円TIBOR」とは、優先配当金に関する事業年度の初日(当日が銀行休業日の場合は、直前の銀行営業日)の午前11時における日本円6ヶ月物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート(日本円TIBOR)として全国銀行協会によって公表される数値をいう。ただし、午前11時における日本円6ヶ月物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート(日本円TIBOR)が上記の日に公表されない場合、同日(当日が銀行休業日の場合は、直前の銀行営業日)のロンドン時間午前11時におけるユーロ円6ヶ月物ロンドン・インター・バンク・オファード・レート(ユーロ円LIBOR6ヶ月物(360日ベース))として英国銀行協会によって公表される数値又はこれに準ずるものと認められる数値を日本円TIBORとする。

当会社は、普通株主又は普通登録株式質権者に対して中間配当を 行うときは、優先株主又は優先登録株式質権者に対し、普通株 主、普通登録株式質権者、第2回優先株主、第2回優先登録株式 質権者、第3回優先株主又は第3回優先登録株式質権者に先立 ち、優先株式1株につき優先配当金の2分の1に相当する額の金 銭(以下、優先中間配当金という)を支払う。

優先中間配当金が支払われた場合においては、優先配当金の支払 いは、優先中間配当金を控除した額による。

ある事業年度において、優先株主又は優先登録株式質権者に対して支払う配当金の額が優先配当金の額に達しない場合において も、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

優先株主又は優先登録株式質権者に対しては、優先配当金を超え て配当はしない。

当会社の残余財産を分配するときは、普通株主、普通登録株式質権者、第2回優先株主、第2回優先登録株式質権者、第3回優先 株主又は第3回優先登録株式質権者に先立ち、優先株主又は優先 登録株式質権者に対し、優先株式1株につき100,000,000円に本条 第3項に定める経過優先配当金相当額を加えた額を支払う。

優先株主又は優先登録株式質権者に対しては、このほか残余財産 の分配は行わない。

優先株式1株当たりの経過優先配当金相当額は、残余財産の分配がなされる事業年度に係る優先配当金について、1年を365日とし、残余財産の分配を行う日の属する事業年度の初日から残余財産の分配がなされる日(いずれも、同日を含む)までの実日数で日割計算した額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する)とする。ただし、分配日の属する事業年度において優先株主又は優先登録株式質権者に対して優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

優先株主は、株主総会において議決権を有しない。

(2)優先中間配当金の額

(3)非累積条項

(4)非参加条項

2. 残余財産の分配

3. 経過優先配当金相当額

4 . 議決権

四半期報告書

5.買受け等

6.新株引受権等

- 7.株式の分割又は併合
- 8.取得請求

9.取得条項

10.会社法第322条第2項に規定する定款の定めの有無

11.議決権を有しないこととしている理由

当社は、いつでも、他の種類の株式とは別に優先株式のみを買い 受けることができる。

優先株主は、他の種類の株式に関する買受けについて、会社法第 160条第3項の請求をなし得ず、優先株主に関する請求権に係る同 条第2項の招集通知の記載を要しない。

当社は、優先株主に対し、新株の引受権又は新株予約権若しくは 新株予約権付社債の引受権を与えない。

当社は、優先株式について株式の分割又は併合を行わない。

優先株主は、以下の定めに従い、当社に対して、自己の有する優 先株式の全部又は一部の取得を請求することができる。

- (1)優先株主は、2009年4月1日以降、当社の取締役会の承認を受けた場合に限り、法令上可能な範囲で、毎事業年度の末日の翌日から1ヶ月以内(以下、請求期間という)において、優先株式の全部又は一部の取得を請求することができる。
- (2)当社は、優先株主による取得の請求を当社の取締役会が承認した場合、優先株主から(1)に定める請求があった場合、請求期間が属する事業年度の直前事業年度に関する定時株主総会終結の日から2ヶ月以内に、優先株式1株につき100,000,000円に経過優先配当金相当額を加えた額の金銭を、取得と引換えに交付する。
- (3)(2)に定める経過優先配当金相当額は、取得がなされる 事業年度に係る優先配当金について、1年を365日とし、取得を行 う日の属する事業年度の初日から取得がなされる日(いずれも、 同日を含む)までの実日数で日割計算した額(円位未満小数第1 位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する)とする。
- (4)(1)に定める請求は、請求期間が属する事業年度の直前 事業年度の末日現在における配当可能利益の金額から、請求期間 が属する事業年度の直前事業年度に関する定時株主総会におい て、配当可能利益から配当し又は支払うことを決定した金額及び 請求期間が属する事業年度において、既に取得が実行又は決定さ れた価額の合計額を控除した金額(以下、限度額という)を限度 とし、限度額を超えて請求がなされた場合、抽選その他の方法に より決定する。

当社は、いつでも優先株式の全部又は一部を、優先株式1株につき100,000,000円に経過優先配当金相当額を加えた額を取得の対価として、取得日が属する事業年度の直前事業年度の末日現在における配当可能利益の金額を限度に取得することができる。優先株式の一部を取得する場合は、抽選その他の方法により行う。上記に定める経過優先配当金相当額は、取得日が属する事業年度に係る優先配当金について1年を365日とし、取得日が属する事業年度の初日から取得がなされる日(いずれも、同日を含む)までの実日数で日割計算した額(円位未満小数第1位まで算出

会社法第322条第2項に規定する定款の定めはありません。

し、その小数第1位を四捨五入する)とする。

資本の増強に当たり、既存の株主への影響を考慮したためであります。

(注2)第2回優先株式の内容は、次のとおりであります。

1.第2回優先配当金

四半期報告書

(1)第2回優先配当金の額

当会社は、普通株主又は普通登録株式質権者に対して期末配当を 行う場合に限り、第2回優先株主又は第2回優先登録株式質権者 に対し、普通株主、普通登録株式質権者、第3回優先株主又は第 3回優先登録株式質権者に先立ち、第2回優先株式1株につき以 下の算式に従い計算される額(円位未満小数第1位まで算出し、 その小数第1位を四捨五入する)の金銭(以下、第2回優先配当 金という)を支払う。

2011年4月1日以降の事業年度に関して

第2回優先配当金=100,000,000円×(日本円TIBOR+3.5%)

「日本円TIBOR」とは、第2回優先配当金に関する事業年度の初日(当日が銀行休業日の場合は、直前の銀行営業日)の午前11時における日本円6ヶ月物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート(日本円TIBOR)として全国銀行協会によって公表される数値をいう。ただし、午前11時における日本円6ヶ月物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート(日本円TIBOR)が上記の日に公表されない場合、同日(当日が銀行休業日の場合は、直前の銀行営業日)のロンドン時間午前11時におけるユーロ円6ヶ月物ロンドン・インター・バンク・オファード・レート(ユーロ円LIBOR6ヶ月物(360日ベース))として英国銀行協会によって公表される数値又はこれに準ずるものと認められる数値を日本円TIBORとする。

当会社は、普通株主又は普通登録株式質権者に対して中間配当を 行うときは、第2回優先株主又は第2回優先登録株式質権者に対 し、普通株主、普通登録株式質権者、第3回優先株主又は第3回 優先登録株式質権者に先立ち、第2回優先株式1株につき第2回 優先配当金の2分の1に相当する額の金銭(以下、第2回優先中 間配当金という)を支払う。

第2回優先中間配当金が支払われた場合においては、第2回優先 配当金の支払いは、第2回優先中間配当金を控除した額による。 ある事業年度において、第2回優先株主又は第2回優先登録株式 質権者に対して支払う配当金の額が第2回優先配当金の額に達し ない場合においても、その不足額は翌事業年度以降に累積しな い。

第2回優先株主又は第2回優先登録株式質権者に対しては、第2回優先配当金を超えて配当はしない。

当会社の残余財産を分配するときは、普通株主、普通登録株式質権者、第3回優先株主又は第3回優先登録株式質権者に先立ち、第2回優先株主又は第2回優先登録株式質権者に対し、第2回優先株式1株につき100,000,000円に本条第3項に定める第2回経過優先配当金相当額を加えた額を支払う。

第2回優先株主又は第2回優先登録株式質権者に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。

第2回優先株式1株当たりの第2回経過優先配当金相当額は、残余財産の分配がなされる事業年度に係る第2回優先配当金について、1年を365日とし、残余財産の分配を行う日の属する事業年度の初日から残余財産の分配がなされる日(いずれも、同日を含む)までの実日数で日割計算した額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する)とする。ただし、分配日の属する事業年度において第2回優先株主又は第2回優先登録株式質権者に対して第2回優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

第2回優先株主は、株主総会において議決権を有しない。

(2)第2回優先中間配当金の額

(3)非累積条項

(4)非参加条項

2. 残余財産の分配

3.第2回経過優先配当金相当額

4. 議決権

四半期報告書

5.買受け等

- 6.新株引受権等
- 7.株式の分割又は併合
- 8.取得請求

9.取得条項

- 10.会社法第322条第2項に規定する定款の定めの有無
- 11.議決権を有しないこととしている理由

当社は、いつでも、他の種類の株式とは別に、第2回優先株式の みを買い受けることができる。

第2回優先株主は、他の種類の株式に関する買受けについて、会 社法第160条第3項の請求をなし得ず、第2回優先株主に関する請 求権に係る同条第2項の招集通知の記載を要しない。

当社は第2回優先株主に対し、新株の引受権又は新株予約権若しくは新株予約権付社債の引受権を与えない。

当社は、第2回優先株式について株式の分割又は併合を行わない。

- (1)第2回優先株主は、2011年4月1日以降、当社の取締役会の承認を受けた場合に限り、法令上可能な範囲で、第2回優先株式1株につき100,000,000円に第2回経過優先配当金相当額を加えた額を取得の対価として、当社に対して、自己の有する第2回優先株式の全部又は一部の取得を請求することができる。
- (2)(1)に定める第2回経過優先配当金相当額は、取得がなされる事業年度に係る第2回優先配当金について、1年を365日とし、取得を行う日の属する事業年度の初日から取得の効力発生日(いずれも、同日を含む)までの実日数で日割計算した額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する)とする。
- (3)(1)に定める取得請求は、取得の効力発生日が属する事業年度の直前事業年度の末日現在における配当可能利益の金額から、当該直前事業年度に関する定時株主総会において配当可能利益から配当し又は支払うことを決定した金額及び取得の効力発生日が属する事業年度において既に取得が実行又は決定された金額(他の種類の株式の取得と引換えに交付される金銭の額を含む)の合計額を控除した金額(以下「限度額」という)を限度とし、限度額を超える場合は、抽選その他の方法により決定する。
- (1)当社は、取締役会決議をもって別途定める日において、第2回優先株式1株につき100,000,000円に第2回経過優先配当金相当額を加えた額を取得の対価として、第2回優先株式の全部又は一部を取得することができる。
- (2)一部取得の場合は、抽選その他の方法により行う。
- (3)(1)に定める第2回経過優先配当金相当額は、取得日の属する事業年度に係る第2回優先配当金について、1年を365日とし、取得日の属する事業年度の初日から取得がなされる日(いずれも、同日を含む)までの実日数で日割計算した額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する)とする。(4)(1)に定める取得は、取得の効力発生日が属する事業年度の直前事業年度の末日現在における配当可能利益の金額から、当該直前事業年度に関する定時株主総会において配当可能利益から配当し又は支払うことを決定した金額及び取得の効力発生日が属する事業年度において既に取得が実行又は決定された金額(他

計額を控除した金額(以下、限度額という)を限度とする。 会社法第322条第2項に規定する定款の定めはありません。

資本の増強に当たり、既存の株主への影響を考慮したためであります。

の種類の株式の取得と引換えに交付される金額の額を含む)の合

(注3)第3回優先株式の内容は、次のとおりであります。

1.第3回優先配当金

四半期報告書

(1)第3回優先配当金の額

当会社は、普通株式又は普通株式の登録株式質権者に対して期末 配当を行う場合に限り、第3回優先株主又は第3回優先登録株式 質権者に対して、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、第 3回優先株式1株につき以下の算式に従い計算される金額(円位 未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する)の 金銭(以下、「第3回優先配当金」という。)を支払う。 第3回優先配当金=100,000,000円×3.5%

(2)第3回優先中間配当金の額

当会社は、普通株主又は普通登録株式質権者に対して中間配当を 行うときは、第3回優先株主又は第3回優先登録株式質権者に対 して、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、第3回優先株 式1株につき第3回優先配当金の2分の1に相当する額の金銭 (以下、第3回優先中間配当金という)を支払う。

第3回優先中間配当金が支払われた場合においては、第3回優先 配当金の支払いは、第3回優先中間配当金を控除した額による。 ある事業年度において、第3回優先株主又は第3回優先登録株式 質権者に対して支払う配当金の額が第3回優先配当金の額に達し ない場合においても、その不足額は翌事業年度以降に累積しな い。

第3回優先株主又は第3回優先登録株式質権者に対しては、第3回優先配当金を超えて配当はしない。

当会社の残余財産を分配するときは、普通株主又は普通登録株式 質権者に先立ち、第3回優先株主又は第3回優先登録株式質権者 に対し、第3回優先株式1株につき、100,000,000円に第3項に定 める第3回経過優先配当金相当額を加えた額を支払う。

第3回優先株主又は第3回優先登録株式質権者に対しては、上記のほか、残余財産の分配は行わない。

第3回優先株式1株当たりの第3回経過優先配当金相当額は、残余財産の分配がなされる事業年度に係る第3回優先配当金について、1年を365日とし、残余財産の分配を行う日の属する事業年度の初日から残余財産の分配がなされる日(いずれも、同日を含む)までの実日数で日割計算した額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する)とする。ただし、分配日の属する事業年度において第3回優先株主又は第3回優先登録株式質権者に対して第3回優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

第3回優先株主は、株主総会において議決権を有しない。

当会社は、いつでも、他の種類の株式とは別に第3回優先株式の みを買い受けることができる。

第3回優先株主は、他の種類の株式に関する買受けについて、会社法第160条第3項の請求をなし得ず、第3回優先株主に関する請求権に係る同条第2項の招集通知の記載を要しない。

当会社は、第3回優先株主に対し、新株の引受権又は新株予約権 若しくは新株予約権付社債の引受権を与えない。

当会社は、第3回優先株式について株式の分割又は併合を行わない。

(3)非累積条項

(4)非参加条項

2.残余財産の分配

3.第3回経過優先配当金相当額

- 4. 議決権
- 5.買受け等
- 6.新株引受権等
- 7. 株式の分割又は併合

8.取得請求

- (1)第3回優先株主は、当社の取締役会の承認を受けた場合に限り、法令上可能な範囲で、第3回優先株式1株につき100,000,000円に第3回経過優先配当金相当額を加えた額を取得の対価として、当社に対して、自己の有する第3回優先株式の全部又は一部の取得を請求することができる。
- (2)(1)に定める第3回経過優先配当金相当額は、取得がなされる事業年度に係る第3回優先配当金について、1年を365日とし、取得を行う日の属する事業年度の初日から取得の効力発生日(いずれも、同日を含む)までの実日数で日割計算した額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する)とする。
- (3)(1)に定める取得請求は、取得の効力発生日が属する事業年度の直前事業年度の末日現在における配当可能利益の金額から、当該直前事業年度に関する定時株主総会において配当可能利益から配当し又は支払うことを決定した金額及び取得の効力発生日が属する事業年度において既に取得が実行又は決定された金額(他の種類の株式の取得と引換えに交付される金銭の額を含む)の合計額を控除した金額(以下、「限度額」という。)を限度とし、限度額を超える場合は、抽選その他の方法により決定する。(1)当会社は、取締役会決議をもって別途定める日において、第3回優先株式1株につき100,000,000円に第3回経過優先配当金相当額を加えた額を取得の対価として、第3回優先株式の全部又は一部を取得することができる。
- (2)一部取得の場合は、抽選その他の方法により行う。
- (3)(1)に定める第3回経過優先配当金相当額は、取得日の属する事業年度に係る第3回優先配当金について、1年を365日とし、取得日の属する事業年度の初日から取得がなされる日(いずれも、同日を含む)までの実日数で日割計算した額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する)とする。(4)(1)に定める取得は、取得の効力発生日が属する事業年度の直前事業年度の末日現在における配当可能利益の金額から、当該直前事業年度に関する定時株主総会において配当可能利益から配当し又は支払うことを決定した金額及び取得の効力発生日が属する事業年度において既に取得が実行又は決定された金額(他の種類の株式の取得と引換えに交付される金額の額を含む)の合計額を控除した金額を限度とする。

9.取得条項

(2)【新株予約権等の状況】 【ストックオプション制度の内容】 該当事項はありません。

> 【その他の新株予約権等の状況】 該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】 該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式総数 残高(株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増減 額(百万円)	資本準備金残 高(百万円)
		普通株式				
		75,284,041				
		優先株式				
		30				

四半期報告書

2021年4月1日~ 2021年6月30日	- 第2回優先株式	-	18,530	-	8,248
	30 第 3 回優先株式				

90

(5)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6)【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(2021年3月31日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

2021年 6 月30日現在

区分	株式	数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	優先株式	30	-	優先株式の内容は - 「1.株式等の状況」
	第2回 優先株式	30		の「(1)株式の総数 等」の「 発行済株 式」の注記に記載され
	第3回 優先株式	90	-	ております。
議決権制限株式(自己株式等)		-	-	-
議決権制限株式(その他)		-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式	250,000	-	権利内容に何ら限定の ない当社における標準 となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式	74,875,400	748,754	同上
単元未満株式	普通株式	158,641	-	同上
発行済株式総数		75,284,191	-	-
総株主の議決権		-	748,754	-

(注)「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が2,400株含まれております。 また、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数24個が含まれております。

【自己株式等】

2021年6月30日現在

所有者の氏名又は 名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
株式会社コロワイド	横浜市西区みなと みらい2-2-1	250,000	-	250,000	0.33
計	-	250,000	-	250,000	0.33

2【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1.要約四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の要約四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号。以下、「四半期連結財務諸表規則」という。)第93条の規定により、国際会計基準第34号「期中財務報告」(以下、「IAS第34号」という。)に準拠して作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間(2021年4月1日から2021年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(2021年4月1日から2021年6月30日まで)に係る要約四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

1【要約四半期連結財務諸表】

(1)【要約四半期連結財政状態計算書】

資産流動資産38,42237,728営業債権及びその他の債権14,23814,322その他の金融資産89891,041棚卸資産2,8062,991未収法人所得税605936その他の流動資産4,6594,141小計61,71961,159売却目的で保有する資産517-流動資産合計62,23661,159非流動資産44,33944,166使用権資産27,83127,060のれん81,02881,020無形資産8,6808,439投資不動産509501その他の金融資産825,60824,655繰延税金資産13,37613,928その他の非流動資産385338非流動資産合計201,757200,108資産合計263,993261,266		注記	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当第 1 四半期 連結会計期間 (2021年 6 月30日)
現金及び現金同等物 38,422 37,728 営業債権及びその他の債権 14,238 14,322 その他の金融資産 8 989 1,041 棚卸資産 2,806 2,991 未収法人所得税 605 936 その他の流動資産 4,659 4,141 小計 61,719 61,159 売却目的で保有する資産 517 - 流動資産合計 62,236 61,159 非流動資産 44,339 44,166 使用権資産 27,831 27,060 のれん 81,028 81,020 無形資産 8,680 8,439 投資不動産 509 501 その他の金融資産 8 25,608 24,655 繰延税金資産 13,376 13,928 その他の非流動資産 385 338 非流動資産合計 201,757 200,108	資産			
営業債権及びその他の債権 14,238 14,322 その他の金融資産 8 989 1,041 棚卸資産 2,806 2,991 未収法人所得税 605 936 その他の流動資産 4,659 4,141 小計 61,719 61,159 売却目的で保有する資産 517 - 流動資産合計 62,236 61,159 非流動資産 44,339 44,166 使用権資産 27,831 27,060 のれん 81,028 81,020 無形資産 8,680 8,439 投資不動産 509 501 その他の金融資産 8 25,608 24,655 繰延税金資産 13,376 13,928 その他の非流動資産 385 338 非流動資産合計 201,757 200,108	流動資産			
その他の金融資産89891,041棚卸資産2,8062,991未収法人所得税605936その他の流動資産4,6594,141小計61,71961,159売却目的で保有する資産517-流動資産合計62,23661,159非流動資産44,33944,166使用権資産27,83127,060のれん81,02881,020無形資産8,6808,439投資不動産509501その他の金融資産825,60824,655繰延税金資産13,37613,928その他の非流動資産385338非流動資産合計201,757200,108	現金及び現金同等物		38,422	37,728
棚卸資産 未収法人所得税 その他の流動資産2,806 6052,991その他の流動資産 小計4,659 61,7194,141小計 売却目的で保有する資産 流動資産合計517 62,236-非流動資産 有形固定資産 	営業債権及びその他の債権		14,238	14,322
未収法人所得税 その他の流動資産 イの他の流動資産 小計605 4,659 4,141936 4,659 4,141小計 売却目的で保有する資産 流動資産合計 非流動資産 有形固定資産 使用権資産 のれん 無形資産 無形資産 名のわん 無形資産 表の他の金融資産 その他の金融資産 未の他の金融資産 未の他の金融資産 条の他の非流動資産 非流動資産合計44,339 27,060 81,028 8,680 8,439 501 その他の金融資産 条 第 25,608 名 第 24,655 338 338 非流動資産合計13,376 338 338 201,757	その他の金融資産	8	989	1,041
その他の流動資産 小計4,659 61,7194,141 61,719売却目的で保有する資産 流動資産合計517 62,236-非流動資産 有形固定資産 使用権資産 のれん 無形資産 投資不動産 その他の金融資産 繰延税金資産 年の他の金融資産 線延税金資産 年の他の非流動資産 非流動資産合計44,339 27,060 81,028 81,020 81,020 501 501 501 4,655 4,765 <b< td=""><td>棚卸資産</td><td></td><td>2,806</td><td>2,991</td></b<>	棚卸資産		2,806	2,991
小計61,71961,159売却目的で保有する資産517-流動資産合計62,23661,159非流動資産44,33944,166使用権資産27,83127,060のれん81,02881,020無形資産8,6808,439投資不動産509501その他の金融資産825,60824,655繰延税金資産13,37613,928その他の非流動資産385338非流動資産合計201,757200,108	未収法人所得税		605	936
売却目的で保有する資産517-流動資産合計62,23661,159非流動資産44,33944,166使用権資産27,83127,060のれん81,02881,020無形資産8,6808,439投資不動産509501その他の金融資産825,60824,655繰延税金資産13,37613,928その他の非流動資産385338非流動資産合計201,757200,108	その他の流動資産		4,659	4,141
流動資産合計62,23661,159非流動資産44,33944,166使用権資産27,83127,060のれん81,02881,020無形資産8,6808,439投資不動産509501その他の金融資産825,60824,655繰延税金資産13,37613,928その他の非流動資産385338非流動資産合計201,757200,108	小計		61,719	61,159
非流動資産 有形固定資産 44,339 44,166 使用権資産 27,831 27,060 のれん 81,028 81,020 無形資産 8,680 8,439 投資不動産 509 501 その他の金融資産 8 25,608 24,655 繰延税金資産 13,376 13,928 その他の非流動資産 385 338 非流動資産合計 201,757 200,108	売却目的で保有する資産	_	517	-
有形固定資産44,33944,166使用権資産27,83127,060のれん81,02881,020無形資産8,6808,439投資不動産509501その他の金融資産825,60824,655繰延税金資産13,37613,928その他の非流動資産385338非流動資産合計201,757200,108	流動資産合計	_	62,236	61,159
使用権資産27,060のれん81,02881,020無形資産8,6808,439投資不動産509501その他の金融資産825,60824,655繰延税金資産13,37613,928その他の非流動資産385338非流動資産合計201,757200,108	非流動資産			
のれん81,02881,020無形資産8,6808,439投資不動産509501その他の金融資産825,60824,655繰延税金資産13,37613,928その他の非流動資産385338非流動資産合計201,757200,108	有形固定資産		44,339	44,166
無形資産8,6808,439投資不動産509501その他の金融資産825,60824,655繰延税金資産13,37613,928その他の非流動資産385338非流動資産合計201,757200,108	使用権資産		27,831	27,060
投資不動産509501その他の金融資産825,60824,655繰延税金資産13,37613,928その他の非流動資産385338非流動資産合計201,757200,108	のれん		81,028	81,020
その他の金融資産825,60824,655繰延税金資産13,37613,928その他の非流動資産385338非流動資産合計201,757200,108	無形資産		8,680	8,439
繰延税金資産13,37613,928その他の非流動資産385338非流動資産合計201,757200,108	投資不動産		509	501
その他の非流動資産385338非流動資産合計201,757200,108	その他の金融資産	8	25,608	24,655
非流動資産合計 201,757 200,108	繰延税金資産		13,376	13,928
	その他の非流動資産		385	338
資産合計 263,993 261,266	非流動資産合計	_	201,757	200,108
	資産合計	_	263,993	261,266

負債及び資本 負債 流動負債	8	18,721	
		18.721	
流動負債		18.721	
		18.721	
営業債務及びその他の債務	8		16,467
社債及び借入金		51,686	56,438
リース負債		15,286	14,320
その他の金融負債	8	22	83
未払法人所得税		3,407	256
引当金		5,514	4,500
契約負債等		238	244
その他の流動負債	_	8,971	10,109
流動負債合計		103,845	102,416
非流動負債			
営業債務及びその他の債務	8	4,113	4,024
社債及び借入金	8	81,885	80,982
リース負債		24,618	24,487
その他の金融負債	8	2,223	2,184
退職給付に係る負債		522	499
引当金		7,123	7,181
繰延税金負債		186	171
契約負債等		811	775
その他の非流動負債	_	856	808
非流動負債合計	_	122,337	121,111
負債合計		226,182	223,527
資本			
資本金		18,530	18,530
資本剰余金		31,302	31,302
自己株式		159	159
その他の資本の構成要素		630	649
利益剰余金		17,602	17,776
親会社の所有者に帰属する持分合計	_	31,442	31,249
非支配持分		6,368	6,490
資本合計		37,810	37,739
負債及び資本合計	_	263,993	261,266

20,282

1,217

(2)【要約四半期連結損益計算書】

販売費及び一般管理費

事業利益又は事業損失()()

(単位:百万円) 前第1四半期連結累計期間 当第1四半期連結累計期間 注記 (自 2020年4月1日 (自 2021年4月1日 2020年6月30日) 至 2021年6月30日) 売上収益 5,7 39,330 30,481 17,831 売上原価 14,303 21,499 売上総利益 16,179 販売費及び一般管理費 21,581 20,282 その他の営業収益 468 687 その他の営業費用 1,517 287 営業利益又は営業損失(5 1,618 6,450 金融収益 79 172 金融費用 809 1,141 税引前四半期利益又は税引前四半期損失 650 7,181 () 法人所得税費用 1,983 410 四半期利益又は四半期損失() 5,198 1,060 四半期利益又は四半期損失()の帰属 4,189 719 親会社の所有者 1,009 341 非支配持分 四半期利益又は四半期損失() 5,198 1,060 1株当たり四半期利益又は四半期損失(基本的1株当たり四半期利益又は四半期損 9 58.52 2.68 失()(円) 希薄化後1株当たり四半期利益又は四半期 9 58.52 2.68 損失()(円) (注)売上総利益から事業利益への調整表 売上総利益 16,179 21,499

21,581

5,402

^()事業利益 = 「売上収益 - 売上原価 - 販売費及び一般管理費」により計算しております。当社は、経常的事業活動からの収益の指標として、事業利益を重視しております。 事業利益は、IFRSで定義されている指標ではありません。

(3)【要約四半期連結包括利益計算書】

(3)【女剂四十别连和巴拉利亚引昇音】			(単位:百万円)
	注記	前第1四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)	当第 1 四半期連結累計期間 (自 2021年 4 月 1 日 至 2021年 6 月30日)
四半期利益又は四半期損失()		5,198	1,060
その他の包括利益 純損益に振り替えられることのない項目			
その他の包括利益を通じて公正価値で測 定する金融資産		2	16
純損益に振り替えられることのない項目 合計		2	16
純損益に振り替えられる可能性のある項目			
在外営業活動体の換算差額		206	1
キャッシュ・フロー・ヘッジ		1	6
純損益に振り替えられる可能性のある項 目合計		206	5
税引後その他の包括利益		205	11
四半期包括利益		5,402	1,049
四半期包括利益の帰属			
親会社の所有者		4,333	700
非支配持分		1,069	349
四半期包括利益		5,402	1,049

株式会社 コロワイド(E03321) 四半期報告書

(4)【要約四半期連結持分変動計算書】

前第1四半期連結累計期間(自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)

							.т. п/1111/	
		親会社の所有者に帰属する持分						
					その他	也の資本の構成	艾要素	
	注記	資本金	資本剰余金	自己株式	その他の 包括利益を 通じ価値で 以正価値る 金融資産	確定給付制度の再測定	キャッシュ ・フロー・ ヘッジ	
2020年 4 月 1 日残高		14,030	18,876	158	7	-	203	
四半期利益		-	-	-	-	-	-	
その他の包括利益		-	-	-	1	-	1	
四半期包括利益		ı	-	ı	1	-	1	
自己株式の取得		-	-	0	-	-	-	
自己株式の処分		-	0	0	-	-	-	
配当金	6	-	-	-	-	-	-	
所有者との取引額合計		-	0	0	-	-	-	
2020年 6 月30日残高		14,030	18,876	158	7	-	203	

		親	親会社の所有者に帰属する持分				
	注記 -	その他の資料	本の構成要素		親会社の	非支配持分	資本合計
		在外営業 活動体の 換算差額	その他の 資本の構成 要素合計	利益剰余金	所有者に 帰属する 持分合計	4下文品53777	其 华口叫
2020年4月1日残高		286	495	7,295	24,958	13,931	38,889
四半期利益		-	-	4,189	4,189	1,009	5,198
その他の包括利益		143	144	-	144	60	205
四半期包括利益		143	144	4,189	4,333	1,069	5,402
自己株式の取得		-	-	-	0	-	0
自己株式の処分		-	-	-	0	-	0
配当金	6	-	-	578	578	316	894
所有者との取引額合計		-	-	578	578	316	894
2020年 6 月30日残高		429	639	12,062	20,047	12,545	32,592

四半期報告書

当第1四半期連結累計期間(自 2021年4月1日 至 2021年6月30日)

			親会社の所有者に帰属する持分									
					その他の資本の構成要素							
	注記	資本金	資本剰余金	自己株式	その他の 包括利益を 通じ価値で 以正価値る 強融資産	確定給付制度の再測定	キャッシュ ・フロー・ ヘッジ					
2021年4月1日残高		18,530	31,302	159	15	7	221					
四半期利益		-	-	-	-	-	-					
その他の包括利益		-	-	-	11	-	6					
四半期包括利益		1	1	-	11	-	6					
自己株式の取得		-	0	0	-	-	-					
自己株式の処分		-	-	-	-	-	-					
配当金	6	-	-	-	-	_	-					
所有者との取引額合計		-	0	0	-	-	-					
2021年 6 月30日残高		18,530	31,302	159	3	7	215					

	注記・	親	会社の所有者	に帰属する持	分		
		その他の資料	本の構成要素		親会社の	北士和地八	資本合計
		在外営業 活動体の 換算差額	その他の 資本の構成 要素合計	利益剰余金	所有者に 帰属する 持分合計	非支配持分	
2021年4月1日残高		417	630	17,602	31,442	6,368	37,810
四半期利益		-	-	719	719	341	1,060
その他の包括利益		14	19	-	19	8	11
四半期包括利益		14	19	719	700	349	1,049
自己株式の取得		-	-	-	0	-	0
自己株式の処分		-	-	-	-	-	-
配当金	6	-	-	893	893	227	1,120
所有者との取引額合計		-	-	893	893	227	1,120
2021年 6 月30日残高		431	649	17,776	31,249	6,490	37,739

(単位:百万円)

(5)【要約四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

前第1四半期連結累計期間 当第1 四半期連結累計期間 注記 2020年4月1日 2021年4月1日 2020年6月30日) 2021年6月30日) 営業活動によるキャッシュ・フロー 税引前四半期利益又は税引前四半期損失 7,181 650 () 減価償却費及び償却費 5.008 5.069 減損損失 18 8 金融収益 79 172 金融費用 809 1.141 固定資産除売却損益(は益) 33 156 棚卸資産の増減額(は増加) 247 185 営業債権及びその他の債権の増減額(は増 84 1,770 営業債務及びその他の債務の増減額(は減 5.389 2.313 少) その他 690 1,183 5,139 小計 5,519 71 利息及び配当金の受取額 51 利息の支払額 444 443 法人所得税の支払額 614 3,414 営業活動によるキャッシュ・フロー 6,527 1,353 投資活動によるキャッシュ・フロー 定期預金の預入れによる支出 3 有形固定資産の取得による支出 1,584 1,336 有形固定資産の売却による収入 315 741 敷金及び保証金の差入による支出 111 73 敷金及び保証金の回収による収入 261 607 営業譲受による支出 2,872 304 その他 483 投資活動によるキャッシュ・フロー 4.474 368 財務活動によるキャッシュ・フロー 短期借入金の純増減額 7,928 5,133 1,279 188 長期借入れによる収入 長期借入金の返済による支出 842 1,329 社債の償還による支出 239 229 リース負債の返済による支出 4,430 4,330 配当金の支払額 6 558 859 非支配株主への配当金の支払額 304 197 0 0 その他 1,623 2,835 財務活動によるキャッシュ・フロー 現金及び現金同等物に係る換算差額 131 57 現金及び現金同等物の増減額(は減少) 8,298 695 38,422 現金及び現金同等物の期首残高 32,215 現金及び現金同等物の四半期末残高 23,918 37.728

【要約四半期連結財務諸表注記】

1.報告企業

株式会社コロワイド(以下「当社」という。)は日本に所在する企業であります。その登記されている本社及び主要な事業所の住所はウェブサイト(URL https://www.colowide.co.jp/)で開示しております。2021年6月30日に終了する3ヶ月間の当社の要約四半期連結財務諸表は、当社及びその子会社(以下、「当社グループ」という。)により構成されています。

当社グループは、外食事業を幅広く営んでおり、直営による飲食店チェーンを展開すると共に、フランチャイズ加盟店の募集、加盟店の経営指導、商品の企画販売及び食材等の供給を行っております。

2. 作成の基礎

(1) IFRSに準拠している旨

当社グループの要約四半期連結財務諸表は、四半期連結財務諸表規則第1条の2に掲げる「指定国際会計基準特定会社」の要件を満たすことから、同第93条の規定により、IAS第34号に準拠して作成しております。

要約四半期連結財務諸表は、年次連結財務諸表で要求されている全ての情報が含まれていないため、前連結会計年度の連結財務諸表と併せて利用されるべきものであります。

本要約四半期連結財務諸表は、2021年8月13日に代表取締役社長野尻公平及び最高財務責任者瀬尾秀和によって承認されております。

(2) 測定の基礎

当社グループの要約四半期連結財務諸表は、公正価値で測定されている特定の金融商品等を除き、取得原価を基礎として作成しております。

(3)機能通貨及び表示通貨

当社グループの要約四半期連結財務諸表は、当社の機能通貨である日本円を表示通貨としており、百万円未満を四捨五入して表示しております。

3. 重要な会計方針

本要約四半期連結財務諸表において適用する重要な会計方針は、以下を除き、前連結会計年度の連結財務諸表において適用した会計方針と同一であります。

当社グループは、当第1四半期連結会計期間より、以下の基準を適用しております。

	IFRS	新設・改訂の概要
IFRS第7号	金融商品:開示	金利指標改革に伴い、既存の金利指標を代替的な金利指標 に置換える時に生じる財務報告への影響に対応するための 改訂
IFRS第9号	金融商品	金利指標改革に伴い、既存の金利指標を代替的な金利指標 に置換える時に生じる財務報告への影響に対応するための 改訂
IFRS第16号	リース	金利指標改革に伴い、既存の金利指標を代替的な金利指標 に置換える時に生じる財務報告への影響に対応するための 改訂
IFRS第16号	リース	COVID-19に関連した2021年6月30日より後の賃料減免に関する会計処理を改訂

(1) IFRS第7号「金融商品:開示」、IFRS第9号「金融商品」及びIFRS第16号「リース」の適用 当社グループは、当連結会計年度より当該基準を適用しております。なお、当該基準の適用による要約四半期 連結財務諸表に与える影響はありません。

(2) IFRS第16号「リース」の適用

本改訂は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の直接的な結果として賃料減免を受けたリースの借手に対して、簡便的な会計処理を選択することを認めるものであり、2021年3月の改訂により適用期間が延長されております。

当社グループは、上記の要件を満たす賃料減免について本便法を適用しております。

尚、本便法の適用により当第1四半期連結累計期間における税引前四半期利益が114百万円増加しております。

4. 重要な会計上の判断及び見積り

四半期報告書

当社グループは、要約四半期連結財務諸表の作成において、会計方針の適用並びに資産、負債、収益及び費用の金額に影響を及ぼす判断、見積り及び仮定を用いております。実際の業績は、これらの見積りとは異なる場合があります。

見積り及びその基礎となる仮定は継続して見直しております。会計上の見積りの変更による影響は、その見積 りを変更した会計期間及び影響を受ける将来の会計期間において認識しております。

尚、会計上の見積りにより、当連結会計年度に係る連結財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性のあるものは、 次のとおりです。

2020年初頭から続く新型コロナウイルス感染症の拡大の影響から、これまで4度に及ぶ緊急事態宣言が発出され、それにより売上収益の減少が継続しております。コロナ禍の現状は、ワクチン接種が始まっているものの、変異株の拡大もあり依然収束時期は不透明な状態が続いており、消費活動の本格的な回復も見通しづらい状況にあります。

しかしながら当社グループにおきましては、既に不採算店舗等を大量に閉鎖したことにより収益性が大幅に改善したことに加え、新規の出店投資の抑制、従業員の適正な配置転換による人材の活性化及び人件費の削減、賃借物件の家賃契約に代表される各種契約の見直しによる費用圧縮、業態集約並びに業態転換、提供メニューの工夫に基づく使用食材の歩留まり向上、需要予測の精緻化による食品廃棄ロスの低減、物流拠点の集約等のコスト面の各種施策を積極的・継続的に実施することにより、損益分岐点を改善させております。また休業や時短営業に対する政府の「協力金」等の支援体制の充実による収益面の下支えも行われております。これらを踏まえますと、2022年3月期第2四半期は収益性の改善や上述の「協力金」等の収益下支え効果もあることから、業績の落ち込みは前年ほどには至らないものと見込まれます。更にワクチン接種効果が出てくると期待される第3四半期以降には、業績回復基調に入るものと想定しております。

以上を前提とした事業計画に基づき会計上の見積りを実施しております。

本要約四半期連結財務諸表の金額に重要な影響を与える見積り及び判断は、前連結会計年度に係る連結財務諸表と同様であります。

5.セグメント情報

(1)報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、主として直営飲食店チェーン及びFC事業の展開を行っております。業態の類似性、営業業態の共通性等を総合的に考慮し、「㈱コロワイドMD」、「㈱アトム」、「㈱レインズインターナショナル」、「カッパ・クリエイト㈱」及び「㈱大戸屋ホールディングス」の5つを報告セグメントとしております。尚、「㈱アトム」は子会社1社、「㈱レインズインターナショナル」は子会社22社及び「カッパ・クリエイト㈱」は子会社2社及び「㈱大戸屋ホールディングス」は子会社8社を含んでおります。

㈱コロワイドMDは、各種食料品の商品開発・調達・製造・物流のマーチャンダイジング全般を行っております。

(株アトムは、主に「にぎりの徳兵衛」・「ステーキ宮」などのレストラン業態の直営飲食店チェーン及びFC事業の運営を行っております。

(㈱レインズインターナショナルは、主に「牛角」・「温野菜」・「土間土間」・「かまどか」・「手作り居酒屋 甘太郎」・「北の味紀行と地酒 北海道」・「FRESHNESS BURGER」などのレストラン及び居酒屋業態のフランチャイズ加盟店の募集、加盟店の経営指導、商品の企画販売及び食材等の供給の他、直営店舗の運営を行っております。

カッパ・クリエイト(株)は、主に「かっぱ寿司」などの回転寿司の直営店の運営の他、寿司・調理パンなどのデリカ事業を行っております。

(株大戸屋ホールディングスは、定食店「大戸屋ごはん処」などの国内及び海外におけるチェーン展開を行う グループ会社の企画・管理・運営を行っております。尚、当社は前第2四半期連結会計期間末より同社を連結 子会社化しております。

(2) 報告セグメントごとの売上収益、利益または損失、及びその他の項目の金額の算定方法報告セグメントの会計処理の方法は「3.重要な会計方針」における記載と同一であります。報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。セグメント間の内部収益及び振替高は市場実勢価格に基づいております。

四半期報告書

(3)報告セグメントごとの売上収益、利益又は損失、及びその他の項目の金額に関する情報 前第1四半期連結累計期間(自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)

										<u>т • ш/лгэ/</u>
			報告セク	ブメント						要約四半
	(株)コロワ イドMD	㈱アトム (注1)	株)レイン ズイン ターナ ショナル (注2)	カッパ・ クリエイ ト㈱ (注3)	㈱大戸屋 ホール ディ ングス	合計	その他 (注4)	合計	調整額 (注5)	期連結財 務諸表計 上額 (注6)
売上収益										
外部顧客への売 上収益	142	6,029	10,301	13,488	-	29,959	522	30,481	-	30,481
セグメント間の 内部売上収益又 は振替高	11,089	53	269	122	1	11,533	3,568	15,102	15,102	-
合計	11,231	6,081	10,570	13,611	-	41,493	4,090	45,583	15,102	30,481
セグメント利益又 は損失()	152	1,139	3,530	1,239	-	6,060	134	6,194	256	6,450
金融収益										79
金融費用										809
税引前四半期損失 ()							7,181			
法人所得税費用								1,983		
四半期損失()							-			5,198

- (注1)「㈱アトム」セグメントには、㈱アトム及びその連結子会社が含まれております。
- (注2)「㈱レインズインターナショナル」セグメントには、㈱レインズインターナショナル及びその連結子会社が含まれております。
- (注3)「カッパ・クリエイト㈱」セグメントには、カッパ・クリエイト㈱及びその連結子会社が含まれております。
- (注4)「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、ワールドピーコム㈱における外食事業向けセルフ・オーダー・トータル・システムの開発・販売、無線通信技術の開発・運用、㈱バンノウ水産における鮪類並びに水産物の卸売、加工販売及び飲食店運営、㈱シルスマリアにおける生菓子、焼き菓子、チョコレート(生チョコ他)の製造・販売、㈱ココットにおける事務処理業務、㈱WORITS、㈱ダブリューピィージャパン、㈱ダイニング・クリエイションにおける飲食店運営、㈱ダイニングエールにおける給食事業運営及び㈱フューチャーリンクにおけるFC事業運営となっております。
- (注5)調整額は、セグメント間取引消去によるものであります。また、セグメント利益の調整額 2億56百万円に は、未実現利益の調整額及び報告セグメントに帰属しない一般管理費等が含まれております。
- (注6) セグメント利益は、要約四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当第1四半期連結累計期間(自 2021年4月1日 至 2021年6月30日)

			報告セク	ブメント						要約四半
	(株)コロワ イドMD	㈱アトム (注1)	㈱レイン ズイン ターナ ショナル (注2)	カッパ・ クリエイ ト(株) (注3)	㈱大戸屋 ホール ディング ス (注4)	合計	その他 (注5)	合計	調整額 (注6)	期連結財務諸表計上額(注7)
売上収益										
外部顧客への売 上収益	97	6,761	11,409	16,393	4,047	38,707	623	39,330	-	39,330
セグメント間の 内部売上収益又 は振替高	14,468	51	392	142	19	15,073	4,190	19,263	19,263	-
合計	14,565	6,812	11,801	16,535	4,066	53,781	4,813	58,593	19,263	39,330
セグメント利益又 は損失()	63	15	1,339	49	406	1,841	294	2,135	517	1,618
金融収益	-									172
金融費用										1,141
税引前四半期利益								650		
法人所得税費用								410		
四半期利益										1,060

- (注1)「㈱アトム」セグメントには、㈱アトム及びその連結子会社が含まれております。
- (注2)「㈱レインズインターナショナル」セグメントには、㈱レインズインターナショナル及びその連結子会社が含まれております。
- (注3)「カッパ・クリエイト(株)」セグメントには、カッパ・クリエイト(株)及びその連結子会社が含まれております。
- (注4)「㈱大戸屋ホールディングス」セグメントには、㈱大戸屋ホールディングス及びその連結子会社が含まれております。
- (注5)「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、ワールドピーコム㈱における外食事業向けセルフ・オーダー・トータル・システムの開発・販売、無線通信技術の開発・運用、㈱バンノウ水産における鮪類並びに水産物の卸売、加工販売及び飲食店運営、㈱シルスマリアにおける生菓子、焼き菓子、チョコレート(生チョコ他)の製造・販売、㈱ココットにおける事務処理業務、㈱WORITS、㈱ダブリューピィージャパン、㈱ダイニング・クリエイションにおける飲食店運営、㈱ダイニングエールにおける給食事業運営及び㈱フューチャーリンクにおけるFC事業運営となっております。
- (注6)調整額は、セグメント間取引消去によるものであります。また、セグメント利益の調整額 5億17百万円に は、未実現利益の調整額及び報告セグメントに帰属しない一般管理費等が含まれております。
- (注7) セグメント利益は、要約四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

6 . 配当金

前第1四半期連結累計期間(自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資	
	普通株式	375	5		2020年 6 月12日	利益剰余金	
2020年 5 月22日 取締役会	優先株式	94	3,126,360	2020年3月31日			
	第2回優先株式	109	3,626,360				

当第1四半期連結累計期間(自 2021年4月1日 至 2021年6月30日)

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資	
	普通株式	375	5				
2021年5月13日	優先株式			2024年 2 日24日	2004年6日25日	TU쓰레스스	
取締役会	第2回優先株式	109	3,626,360	2021年3月31日	2021年 6 月25日	利益剰余金	
	第3回優先株式	315	3,500,000				

7. 売上収益

収益の分解

当社グループは、収益を主要な財・サービスの種類別により分解しております。これらの分解した収益とセグメント売上収益との関係は、以下のとおりであります。

尚、当社は前第2四半期連結会計期間末より㈱大戸屋ホールディングスを連結子会社化しております。

前第1四半期連結累計期間(自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)

(単位:百万円)

			報告セク	ブメント			
		(株)コロワイ ドMD	(株)アトム	(株)レインズ インターナ ショナル	カッパ・ク リエイト(株)	その他	合計
	サービスの提供	127	5,832	5,639	10,855	141	22,595
財・サービス の種類別	物品の販売	11	-	3,616	2,633	353	6,613
	その他	3	196	870	-	28	1,096
合計		142	6,029	10,125	13,488	522	30,305

(注)顧客との契約から生じる収益は、外部顧客への売上収益で表示しております。

当第1四半期連結累計期間(自 2021年4月1日 至 2021年6月30日)

(単位:百万円)

							<u> </u>	
			载					
		(株)コロワ イドMD	(株)アトム	株)レイン ズイン ターナ ショナル	カッパ・ クリエイ ト(株)	(株)大戸屋 ホール ディング ス	その他	合計
	サービスの提供	19	6,757	5,882	12,999	2,695	190	28,541
財・サービスの種類別	物品の販売	75	-	4,268	3,394	1,125	399	9,262
シャ主人気がつ	その他	3	4	1,128	-	227	35	1,397
	合計	97	6,761	11,279	16,393	4,047	623	39,200

(注)顧客との契約から生じる収益は、外部顧客への売上収益で表示しております。

顧客との契約及びその他の源泉から認識した収益の内訳は、以下のとおりであります。

(単位:百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年6月30日)		
顧客との契約から認識した収益	30,305	39,200		
その他の源泉から認識した収益	176	130		
合計	30,481	39,330		

その他の源泉から認識した収益は、IFRS第16号に基づくリース収益等であります。

サービスの提供

主なサービスの提供による収益は、飲食店における顧客からの注文に基づく料理の提供であります。当該料理の提供による収益は、顧客へ料理を提供し、対価を収受した時点で履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。各月の収益として計上された金額は、利用者により選択された決済手段に従って、クレジット会社等が別途定める支払条件により履行義務充足後、短期のうちに支払いを受けており、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

物品の販売

主な物品の販売による収益は、フランチャイズ(FC)加盟店に対する食材の販売及び菓子・惣菜等の販売店舗における加工食品の販売であります。当該食材の販売及び加工食品による収益は、顧客に商品を引渡した時点で履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。約束された対価は履行義務の充足時点から概ね1ヶ月で支払いを受けており、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

当社グループが顧客に対して支払いを行っている場合で、顧客に支払われる対価が顧客からの別途の財又はサービスに対する支払いでない場合には、取引価格からその対価を控除し、収益を測定しております。

その他

主なその他の収益は、店舗運営希望者に対するFC権の付与により受領した収入(FC加盟金及びロイヤルティ収入)によるものであります。当該店舗運営希望者に対するFC権の付与により受領した収入は、取引の実態に従って収益を認識しております。

FC契約締結時にFC加盟者から受領するFC加盟金は、当該対価を契約負債として計上し、履行義務の充足に従い一定期間にわたって収益として認識しております。

ロイヤルティ収入は、F C 加盟者の売上等を算定基礎として測定し、その発生時点を考慮して収益を認識 しております。約束された対価は、履行義務の充足時点から概ね1ヶ月で支払いを受けており、対価の金額 に重要な金融要素は含まれておりません。

8.金融商品

(1) 公正価値の測定方法

金融商品の公正価値の主な測定方法は、以下のとおりであります。

尚、下記を除く金融商品は主に短期間で決済されるものであるなど、公正価値は帳簿価額に近似しているため、当該帳簿価額によっております。

敷金・保証金

敷金・保証金の公正価値は、償還予定時期を見積り、敷金・保証金の回収見込額を、安全性の高い長期の 債券の利回りに信用リスクを勘案した割引率で割り引いた現在価値により測定しております。

リース債権

リース債権の公正価値は、元金利の合計額である将来キャッシュ・フローを、安全性の高い長期の債券の 利回りに信用リスクを勘案した割引率で割り引いた現在価値により測定しております。

設備・工事未払金

1年内支払予定を除く割賦購入による未払金の公正価値は、安全性の高い長期の債券の利回りに信用リスクを勘案した割引率で割り引いた現在価値により測定しております。

社債及び借入金

社債及び借入金のうち、固定金利によるものの公正価値は、元利金の合計額である将来キャッシュ・フローを、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。社債及び借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社グループの信用状態は借入実行後大きな変動はないことから、契約上の金額である帳簿価額が公正価値となっております。

優先株式

優先株式の公正価値は、優先配当金の合計額である将来キャッシュ・フローを、安全性の高い長期の債券の利回りに信用リスクを勘案した割引率で割り引いた現在価値により算定しております。

株式

上場株式の公正価値は、市場における公表価格に基づいて測定しており、公正価値ヒエラルキーレベル1に区分されます。

非上場株式の公正価値は、類似上場企業比較法、純資産に基づく評価技法等を用いて測定しており、公正価値ヒエラルキーレベル3に区分されます。

デリバティブ

デリバティブは、金利スワップ契約で構成されています。

金利スワップ契約の公正価値は、将来キャッシュ・フローを割り引いた現在価値に基づき測定しており、 公正価値ヒエラルキーレベル2に区分されます。

EDINET提出書類

株式会社 コロワイド(E03321) 四半期報告書

(2) 償却原価で測定される金融商品の公正価値

償却原価で測定される金融商品の帳簿価額と公正価値は、以下のとおりであります。

	前連結会 (2021年:	会計年度 3月31日)	当第1四半期 連結会計期間 (2021年6月30日)		
	帳簿価額	公正価値	帳簿価額	公正価値	
(金融資産)					
その他の金融資産					
敷金・保証金	21,062	21,062	20,595	20,603	
リース債権(注2)	1,473	1,505	1,432	1,495	
合計	22,535	22,567	22,027	22,098	
(金融負債)					
営業債務及びその他の債務					
設備・工事未払金(注2)	6,826	6,873	6,823	6,854	
社債及び借入金					
社債(注2)	48,831	49,091	48,676	48,995	
借入金(注2)	84,741	84,945	88,744	88,820	
その他の金融負債					
優先株式	200	162	200	166	
合計	140,598	141,071	144,443	144,836	

⁽注1)上記表には、金融商品の帳簿価額が公正価値の合理的な近似値である場合、それらの項目に関する情報は含まれておりません。

⁽注2)1年内回収、1年内返済及び償還予定の残高を含んでおります。

(3) 公正価値で測定される金融商品

公正価値で測定される金融商品について、測定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じた公正価値測定額を、レベル1からレベル3まで以下のように分類しております。

レベル1:活発な市場における同一の資産または負債の市場価格

レベル2:レベル1以外の、観察可能な価格を直接または間接的に使用して算出された公正価値

レベル3:観察可能でないインプットを含む評価技法から算出された公正価値

公正価値のヒエラルキー

公正価値のヒエラルキーごとに分類された要約四半期連結財政状態計算書に公正価値で測定される金融資産及び金融負債の公正価値ヒエラルキーは、以下のとおりであります。

前連結会計年度(2021年3月31日)

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
(金融資産)				
その他の金融資産				
純損益を通じて公正価値で測定				
株式	-	-	2,384	2,384
その他	-	-	328	328
その他の包括利益を通じて公正価値で測定				
株式	259	-	52	311
合計	259	-	2,764	3,022
(金融負債)				
その他の金融負債				
ヘッジ手段として指定されたデリバティブ負債	-	335	-	335
合計	-	335	-	335

⁽注) 前連結会計年度において、公正価値ヒエラルキーのレベル間の振替はありません。

四半期報告書

当第1四半期連結会計期間(2021年6月30日)

(単位:百万円)

				ш. п/3/3/
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
(金融資産)				
その他の金融資産				
純損益を通じて公正価値で測定				
株式	-	-	2,001	2,001
その他	-	-	333	333
その他の包括利益を通じて公正価値で測定				
株式	235	-	52	287
合計	235	-	2,386	2,621
(金融負債)				
その他の金融負債				
ヘッジ手段として指定されたデリバティブ負債	-	327	-	327
合計	-	327	-	327

⁽注) 当第1四半期連結会計期間において、公正価値ヒエラルキーのレベル間の振替はありません。

レベル3に分類された金融商品

レベル3に分類された金融商品について、当第1四半期連結累計期間においては重要な変動は生じていません。

9.1株当たり利益

(1)基本的1株当たり四半期利益

基本的1株当たり四半期利益及びその算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年6月30日)
親会社の普通株主に帰属する四半期利益(百万円)		
親会社の所有者に帰属する四半期利益	4,189	719
親会社の普通株主に帰属しない金額		
資本に分類される優先株式への配当	203	518
親会社の普通株主に帰属する四半期利益	4,391	201
普通株式の加重平均株式数(株)	75,034,501	75,033,958
基本的1株当たり四半期利益(円)	58.52	2.68

(2) 希薄化後1株当たり四半期利益

希薄化後1株当たり四半期利益及びその算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年6月30日)
親会社の普通株主に帰属する希薄化後四半期利益 (百万円)		
親会社の所有者に帰属する四半期利益	4,189	719
当期利益調整額		
資本に分類される優先株式への配当	203	518
子会社の潜在株式に係る利益調整額	-	-
親会社の普通株主に帰属する希薄化後四半期利益	4,391	201
普通株式の希薄化後加重平均株式数(株)		
希薄化の影響	-	-
普通株式の希薄化後加重平均株式数	75,034,501	75,033,958
希薄化後1株当たり四半期利益(円)	58.52	2.68

10. 重要な後発事象 該当する事項はありません。

EDINET提出書類

株式会社 コロワイド(E03321)

四半期報告書

2【その他】

2021年5月13日開催の取締役会において、次のとおり剰余金の配当を行うことを決議致しました。

(1)配当金の総額

普通株式 375百万円優先株式 94百万円第 2 回優先株式 109百万円第 3 回優先株式 315百万円

(2) 1株当たり配当額

普通株式 5円 優先株式 3,126,360円 第 2 回優先株式 3,626,360円 第 3 回優先株式 3,500,000円

(3) 支払請求の効力発生日 2021年6月25日

(注)2021年3月31日現在の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、支払いを行います。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】 該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2021年8月13日

株式会社コロワイド

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ 東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 井出 正弘 印業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 山本 道之 印業務 執行 社員

指定有限責任社員 公認会計士 相澤 陽介 印業務執行社員

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社コロワイドの2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(2021年4月1日から2021年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(2021年4月1日から2021年6月30日まで)に係る要約四半期連結財務諸表、すなわち、要約四半期連結財政状態計算書、要約四半期連結損益計算書、要約四半期連結財政状態計算書、要約四半期連結持合計算書、要約四半期連結持分変動計算書、要約四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の要約四半期連結財務諸表が、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」第93条により規定された国際会計基準第34号「期中財務報告」に準拠して、株式会社コロワイド及び連結子会社の2021年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「要約四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

要約四半期連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、国際会計基準第34号「期中財務報告」に準拠して要約四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない要約四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

要約四半期連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき要約四半期連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、国際会計基準第1号「財務諸表の表示」第4項に基づき、継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

要約四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から要約 四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、要約四半期連結財務諸表において、国際会計基準第1号「財務

四半期報告書

諸表の表示」第4項に基づき、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、 継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において要約四半期連結財務諸表 の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する要約四半期連結財務諸表の注記事項が適切でない場合 は、要約四半期連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、 四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続 できなくなる可能性がある。

- ・ 要約四半期連結財務諸表の表示及び注記事項が、国際会計基準第34号「期中財務報告」に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた要約四半期連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに要約四半期連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 要約四半期連結財務諸表に対する結論を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、要約四半期連結財務諸表の四半期レビューに関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに 監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講 じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1.上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。